

# 令和4年度戸塚地域療育センター事業計画

## 【施設目標】

戸塚地域療育センターは、乳幼児から学齢児までの障害のある児童が、地域の中で安心して生活できるよう、障害児及びその家族を総合的に支援する地域療育の拠点として、関係機関と連携しながら運営を行います。

また、従来の地域療育センターの枠組みに捉われず、利用者や関係機関のニーズを的確に把握することで、地域療育センターとしての新たなるサービスを構築し、満足度の向上に努めるとともに、迅速に質の高いサービスが受けられるよう、ライフステージに沿った、切れ目のないサービス提供を目指します。

さらに、今後予定している建物の老朽化による大規模な修繕に向けて、安全面を最大限配慮し、安定したサービスの提供が行えるよう、横浜市と協議を進めます。

戸塚地域療育センターの今年度の重点項目は、次の5項目です。

- 低年齢で中重度の障害のある児童が事前に体験できる初期療育や、軽度群の児童の通園体験プログラムを充実させます。また、初診後の2歳児に、通園等に至るまでの子育て支援として、相談機能を兼ねたグループ支援の日数を増やします。【拡充】
- 両親が就労し中重度の障害のある児童に対して、集団療育と在籍園支援を組み合わせたプログラムを展開し、また初診時期が遅かった年長児への就学支援を強化します。【拡充】
- 「地域療育センターあり方検討会」の方向性を踏まえて、一次支援・一次プランの強化や、総合評価に基づく個別プラン作成をチームで推進し、保護者と共有していくシステムを組織的に行う体制を作ります。【継続】
- 一次支援として取り組んでいる「にこにこ広場」や「心理士との面談」を通じて、保護者の児童の特性理解を支援し、二次支援につなげる動機づけを図り、継続した精神的サポートを行います。【継続】
- 新型コロナウイルスの影響から見てきた保護者支援のあり方について、限られた親子登園日や保護者勉強会で伝えていく内容や方法を再検討し、充実を図ります。【拡充】

## 1 相 談

- 心理士相談（個別）・広場（集団）・保育所や幼稚園との連携・家庭訪問（地域生活支援）などの一次支援サービスを、利用申込みからスムーズに導入し、ニーズに沿って相談支援が継続できるよう体制を整えます。【継続】

## 2 診療・訓練

- 新規申し込み数の増加が今後も続くと予想し、現在設定している精神発達系未就

学児の新患枠を拡大し、再診ルールの見直しを図ります。【拡充】

- 「あり方検討会」の方向性を踏まえた二次支援の強化・検討を行います。総合評価に基づく個別プランを提案し、”支援しながらの評価”として、目的とゴールを明確化したフォローを意識していきます。【継続】

### 3 集団療育

#### (1) 医療型児童発達支援 (定員 40 人)

【令和 4 年度 4 月のクラス体制】

センター名	クラス数	グループ数	利用人数	日々利用児数
戸塚センター	1.5 クラス	2 グループ	18 人	8.8 人

- 障害の多様化や就労している保護者の増加等により、児童の状態や家庭状況に合わせた通園頻度を設定し、個々の療育を提供します。また、保護者同士の交流の場として、クラスや年齢を超えた保護者教室や座談会も充実します。【継続】
- 保護者が児童の成長に合わせて、ライフステージを見通した生活が選択できるように、療育参加や保護者勉強会などをおして支援を行います。【継続】

#### (2) 児童発達支援 (定員 50 人)

【令和 4 年度 4 月のクラス体制】

センター名	クラス数	グループ数	利用人数	日々利用児数
戸塚センター	6.5 クラス	10 グループ	63 人	42.6 人

高頻度療育（週 5、週 3）と低頻度療育（週 2、週 1）のバランスを考えた施設運営を行います。特に、週 2 回の頻度が適切な児を見極めて、利用につなげることで、より多くの通園候補児が利用できるようにします。【拡充】

- 児童の状況や家庭状況によるニーズの多様化に対応するため、感染対策を徹底しながら、療育頻度の確保とそれぞれの状況に合わせたサービス提供を進めます。【継続】

#### (3) 児童発達支援事業所「ぴーす」 (定員 12 人)

【令和 4 年度 4 月のクラス体制】

センター名	クラス数	グループ数	利用人数	日々利用児数
戸塚センター	2 クラス	8 グループ	48 人	12 人

- これまでの「ぴーす」等の事業で培った知識や経験、療育技術を生かし、「年長広場」（一次支援）、「小学生講座 ボランティア体験」（学齢支援）など、多部署協働で新規事業を実施します。【新規】
- 療育参観や保護者教室など、新型コロナウイルス感染症の影響で集合して実施する保護者支援プログラムの制限がある中、動画配信や日々の保護者支援について工夫を図りながら実施します。【継続】

### 4 地域サービス

- 相談申込み直後の保護者の不安軽減や児童の支援ニーズ把握のため、心理相談事業を拡充し、ソーシャルワーカーと心理士によるアドバイスを行うとともに、並行利用する幼稚園等との連携を図って、速やかに支援します。また、ニーズ等を踏まえた保育所等訪問支援事業を行います。【拡充】
- 区福祉保健センター権利擁護担当やスクールソーシャルワーカーなど、地域で養育支援ケースを支える関係機関と情報共有の機会を設け、親子を支えるネットワークの強化につなげます。【継続】